平成２９年４月３日
平成２９年度 学校経営方針
 島本町立第四小学校
校長 堀田 守人
はじめに 学校は、子どもの人間的な成長をめざし、組織的な教育活動を行うところである。そして、教職員には、子どもの主体的、対話的で深い学びを援助していく使命がある。日々の教育活動では、子
どもの「学びと育ち」を追求し、これからの社会の変化に対応できる子どもの育成が求められる。
この学校経営方針が具現化され、成果を上げるためには、全教職員の理解と協力が不可欠であり、
教職員一人ひとりが組織の一員である自覚を持ち、組織目標の達成に力を結集しなければならない。
日本国憲法、教育基本法及び教育関係法規を基盤とし、学習指導要領のねらいを踏まえながら、
全教職員が創意工夫をこらし、力を合わせて子どもたちの楽しく充実した「四小の学びと育ち」を
保証していきたい。 （１） 教育目標
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 （２） めざす子ども像 ① 心身ともに健康でたくましい子ども（元気） ② 自他を大切にし、力を合わせて働く子ども（勇気） ③ 自ら学び、最後までやりとげる子ども（根気） （３） めざす学校像 ① qÙP%`'g¨D† *ñB ①

○「自他を大切にし、力を合わせて働く子ども」の育成（勇気）のために
 ① 道徳教育の充実 ・特別な教科「道徳」実施に向けた全体計画の作成
 ・道徳教育の理解―講師を招聘しての校内研（授業研）の実施
 ② 人権教育の充実 ・年間計画に基づいた実践（「内容の見直し」も含む）と評価
・人権が尊重された教育の推進(人間関係力向上の取組み)
 ③ 集団づくり ・生活アンケートの実施と結果分析及び課題解決の検討
 ④ いじめ問題への対応・「学校いじめ防止基本方針」に基づいた手だての充実
 ・「いじめを許さない」集団づくりの取組み
⑤ SSW・SC との連携・ケース会議の充実、関係機関との連携、情報の共有
 ・SSW・SC・学校(児生加配担当)の協働

○「自ら学び、最後までやりとげる子ども」の育成のために
 ① 基礎・基本の定着 ・個に応じた指導と放課後学習の実施
 ② 英語学習 ・四小の英語カリキュラムの改善
 ③ 表現力の育成 ・「書く力」を育む取組みの継続
④ 教科指導の充実 ・時数の確保、わかる楽しい授業、落ち着いた学習環境
 ・ＩＣＴの活用―授業での更なる活用、
 ⑥ 読書活動の充実 ・読書の時間（国語科）の充実(朝読書、読書フェア、読書週間)
 ※学校教育自己診断肯定的回答目標 児童８０％以上に
⑦ 生活指導の充実 ・当たり前のことができる学習指導、生活指導
・基本的な生活習慣の徹底。（あいさつ、言葉遣い）
・「すべきこと」「してはいけないこと」を明確に
 ・約束を守り、傾聴することで信頼関係を築く。
・みんなが居心地の良い学級集団を作る。
・それぞれの意見や気持ちを全体で共有できる集団づくり

(７)めざす学校像の実現に向けて
 ○「子どもが学び、子どもと学び、子どもに学ぶ学校」をめざして
 ＜学校力の向上＞
① きれいな学校 ・清掃 掲示 施設・設備の改修、改善
② 組織としての学校 ・全教職員の英知と能力を結集
・管理職への報告・連絡・相談 文書決裁の徹底

・グループセッションを活用した事務連絡で印刷文書の削減
・一人ひとりが、校務分掌の自覚と責任及び点検、改善
・信頼関係を築き、すばやい協力・協働体制、組織で動く
・新規採用者をはじめとした若手教員の育成
③ 保幼小中一貫 ・学校体制での取組み（保幼小連携、小小連携、小中連携）
④ 支援教育の推進 ・児童一人ひとりの課題・特性を把握しての指導・支援
 ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の活用
 ・コーディネーターを中心とした保護者、担任との連携、
・入級予定児童の保護者との早期からの相談と対応
⑤ キャリア教育 ・社会的・職業的自立にかかる基盤形成に向けて
 ・取組の紹介
＜教師力の向上＞
① 教師の心得 ・教育公務員としての自覚（関係法令の遵守）
 ・率先垂範 服装 整理整頓 時間厳守 電話・来校者応対
② 授業力の向上 ・個々で、チームで
・わかる楽しい授業の創造
・校内研修―委員会主催、授業研、講師による指導助言

○地域社会に支えられ、信頼される学校
① 情報の発信 ・各種たより（「学校だより」自治会への配布）、校舎内の掲示、
・ホームページ（学年のページの充実）、各種会合
② 保護者との連携 ・児童の実態の共有
・日常的にていねいな連絡・相談（電話・連絡帳）
・参観・懇談、家庭訪問の充実 ※懇談会の工夫
③ 学校協議会の開催 ・保護者・地域の意見・評価の反映
④ 地域との連携 ・「学校は地域の一員」の意識
 ・島本学校支援『ゆめ本部』事業（放課後学習、教科支援）
・ゲスト・ティーチャーを活用した取り組み
・PTA 活動への参加(あいあい祭、いきふれ事業、地区別集会)
・第四地区福祉委、自治会、民生委員・安全ボランティア
・校庭開放等、生涯学習課の事業への参加

（８）本校教職員としての基本姿勢
① 児童に手本を示すこと。（服装・言葉遣い・言動・環境整備に留意）
・教育公務員としての自覚のもと、社会人としてのモラルやマナーを。
② 児童が安心できる教育環境をつくること。
・児童一人ひとりが尊重される活動を工夫。
・「いじめ」に対しては、全ての教職員が毅然とした態度で対応すること。
③ 教えるプロとしての指導力、授業力を高めること。
・「わかる楽しい授業」を追求する。
・日常の授業、日々の職務を通して自ら学ぶ姿勢を大切に。
・授業研究を積極的に行い、良い授業の共有化を図る。
・実践校の研究会等には積極的に参加し、その成果は教職員全体で共有する。
④ 地域、保護者の期待に応え、信頼される教職員、学校をめざすこと。
・誠実かつ迅速に対応し、特に初期対応には細心の注意を。
・教育活動を公開し、掲示物や通信の発行等により児童の成長を発信する。
・地域や保護者からの意見等は真摯に受け止め、改善につなぐ。
・コスト意識をもち、限られた材料で最大の成果を生む工夫を。
⑤ 組織的、計画的な教育活動を進め、学校力を高めること。
・教育計画、指導計画に従い､意図的・計画的な指導を。
・学級内での課題は、学年等のチームで対応。報告・連絡・相談は確実に。
・保護者及び地域の方々による支援者・応援者を増やす。
⑥ 自らの健康管理、自己改革に努めること。
・心身の健康は充実した教育活動の基盤。（仕事にメリハリと、規則正しい生活）
⑦ 暖かい言葉、温かい視線、さりげない心遣い等
・全教職員に居心地のいい環境が共有されること。支え合いのある職場。
⑧ 常に自己啓発に努めること。
・人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など（質の高い教育基盤を）

以上を重点として、平成２９年度の本校教育活動に取り組む。